

文京区立図書館条例

昭和二十五年十月一日

条例第十三号

(設置)

第一条 文京区に図書館法(昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。)に基づき、文京区立図書館(以下「館」という。)を次のように設置する。

名称	所在地
文京区立真砂中央図書館	東京都文京区本郷四丁目八番十五号
文京区立本郷図書館	東京都文京区千駄木三丁目二番六号
文京区立小石川図書館	東京都文京区小石川五丁目九番二十号
文京区立本駒込図書館	東京都文京区本駒込四丁目三十五番十五号
文京区立水道端図書館	東京都文京区水道二丁目十六番十四号
文京区立目白台図書館	東京都文京区関口三丁目十七番九号
文京区立千石図書館	東京都文京区千石一丁目二十五番三号
文京区立湯島図書館	東京都文京区本郷三丁目十番十八号
文京区立大塚公園みどりの図書室	東京都文京区大塚四丁目四十九番二号
文京区立根津図書室	東京都文京区根津二丁目二十番七号

(事業)

第二条 館は、法第三条の規定により、次の事業を行う。

- 一 図書資料、視聴覚資料等(以下「図書館資料」という。)の収集、整理及び保存
- 二 図書館資料の館内及び館外利用
- 三 読書案内及び読書相談
- 四 読書会、講演会、研究会、鑑賞会、映写会等の開催及び奨励
- 五 その他館の目的達成のため必要な事業

(開館時間及び休館日)

第三条 館の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

(指定管理者による管理)

第四条 館の管理は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて、文京区教育委員会(以下「委員会」という。)が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続等)

第五条 指定管理者の指定の手続等については、この条例に定めるもののほか、文京区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十七年六月文京区条例第二十五号)の例による。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第六条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第二条に規定する事業の実施に係る業務
- 二 館の施設の維持管理に係る業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、委員会が必要があると認めた業務
(利用の制限)

第七条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を制限し、又は退館させることができる。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めたとき。
 - 二 その他館の管理上支障があると認めたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、第四条の規定により館を管理する指定管理者は、委員会との協議により、前項各号のいずれかに該当するときは、当該館の利用について、入館を制限し、又は退館させることができる。
(損害賠償の義務)

第八条 館を利用する者(以下「利用者」という。)は、その責めに帰すべき事由により館の施設に損害を与えたときは、委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会は、やむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

- 2 利用者は、図書館資料を亡失し、又は甚だしく汚損し、若しくは破損したときは、当該資料に相当する物を納付し、又は相当の金銭をもつて賠償しなければならない。
(委任)

第九条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日からこれを施行する。

：

(略)

：

付 則(平成二六年一二月一一日条例第三二号)

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。